# 福祉に関する主な相談窓口

平成29年6月26日 第1回東京都地域福祉支援計画策定委員会

#### 【目 次】

福礼	<u> </u>	般	٠	就:	<b>労</b>	支	援	等	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	٠	٠	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
子供	ŧ.	女	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
青少	•																																								
高齢	計	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
璋害	書者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
保健	₽ •		•		•				•	•	•		•		•			•			•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•			•		•		1	1

### 福祉一般•就労支援等

名 称	設置根拠	相談者•相談内容	都内 箇所数	実施主体
福祉事務所	生活保護法	保護の実施を始めとする福祉の総合的窓口	63	区市(町村部 については東 京都)
自立相談支援機関	生活困窮 者自立支 援法	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持する ことができなくなるおそれのある者に対して、 個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進 を図る。	54	区市(町村部 については東 京都)
成年後見制度推進機関	都実施要綱	成年後見制度や手続きに関する相談をはじめ、社会貢献型後見人の養成支援、関係機 関との連携等行う。	48	区市町村(社 会福祉協議会 等に委託可)
福祉サービス総合支援 事業相談窓口	都実施要綱	判断能力の不十分な人々の権利擁護相談、 福祉サービスの利用に際しての苦情対応等を 行う。	49	区市町村(社 会福祉協議会 等に委託可)
公共職業安定所	雇用対策法	地域の総合的雇用サービス機関として、就職 困難者への支援、職業紹介、雇用保険、雇用 対策などの業務を一体的に実施する。	17	厚生労働省
東京しごとセンター	東京都し ごとセン ター条例	全ての年齢層の求職者を対象に、就業相談、各種セミナー、求人情報の提供・職業紹介まで、就職に関する一貫したサービスを提供する。	2	東京都((公 財)東京しごと 財団に委託)
東京都福祉人材センター	社会福祉法	福祉分野の無料職業紹介事業をはじめ、福祉人材確保のための広報啓発活動、相談援助、研修など、広く求人求職の支援を行う。	1	東京都(東京 都社会福祉協 議会に委託)

# 子供・女性

名 称	設置根拠	相談者•相談内容	都内 箇所数	実施主体
児童相談センター・児童 相談所	児童福祉 法	児童の様々な問題についての相談、必要な調査・指導、児童福祉施設等への委託措置、緊急 に保護を要する児童の一時保護等を行う。	11	東京都
子供家庭支援センター	都実施要綱	区市町村における子供と家庭に関する総合相 談窓口であり、子供や子育て家庭に関するあら ゆる相談に応じる。	60	区市町村(社会 福祉法人に委 託可)
子育てひろば(地域子育 て支援拠点)	児童福祉 法	0~3歳を中心とした乳幼児とその保護者が、相 互の交流を行う場であり、子育ての悩みや育児 についての相談ができる。	912	区市町村
ひとり親家庭支援センター	都実施要綱	ひとり親家庭及びその関係者に対し、相談支援 や普及啓発を行うことにより、ひとり親家庭の自 立支援と生活の安定を図る。	2	東京都((一財) 東京都ひとり親 家庭福祉協議 会に委託)
女性相談センター	売春防止 法、DV防 止法等	緊急の保護や自立のための援助が必要な女性 の相談に応じ、助言・指導等の支援を行う。配 偶者暴力相談支援センターの機能も持つ。	2	東京都
子育て世代包括支援センター(法律上の名称は 「母子保健包括支援センター」)	母子保健 法	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・ 出産・子育てに関する各種の相談に応じるなど、 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支 援を提供するための相談支援等を行う。	102	区市町村

### 青少年

名 称	設置根拠	相談者・相談内容	都内 箇所数	実施主体
東京都若者総合相談センター	子ども・若 者育成支 援推進法	若者やその家族などからの様々な相談を受け 止め、解決に向けて助言をするとともに 適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後 押しする。	1	東京都
東京都ひきこもりサポー トネット	国実施要領	ひきこもりで悩んでいる若者やその家族、友 人などからの相談に応じ、ひきこもりから脱す る方法や支援機関などの紹介をする。	1	東京都

# 高齢者

名 称	設置根拠	相談者・相談内容	都内 箇所数	実施主体
地域包括支援センター	介護保険 法	高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の 権利擁護事業などを実施する。	<b>427</b> (平29.4.1 時点)	区市町村(社 会福祉法人等 に委託可)
高齢者見守り相談窓口	都実施要綱	地域に高齢者を見守る拠点を設け、高齢者からの相談受付や生活実態の把握、関係機関と連携した見守り等を行う。	<b>62</b> (平成29.4月 現在)	区市町村(社 会福祉法人等 に委託可)
老人福祉センター	老人福祉法	老人に関する各種の相談に応ずるとともに、 老人に対して、健康の増進、教養の向上等の ための便宜を総合的に供与する。	198 (平29.4.1 時点)	区市町村
認知症疾患医療センター	都実施要綱	認知症の鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者等との連携の推進、人材の育成等を行う。	<b>50</b> (平成9.6.1 時点)	東京都(医療 機関に委託)
若年性認知症総合支援 センター	都実施要綱	65歳未満で発症する若年性認知症の人とそ の家族からの医療、介護、就労継続などの多 岐にわたる相談について一元的に対応する。	2	東京都(NPO、 社会福祉法人 に委託)

名 称	設置根拠	相談者•相談内容	都内 箇所数	実施主体
基幹相談支援センター	障害者総 合支援法	地域の相談支援の拠点として総合的な相談 業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成 年後見制度利用支援事業を実施する。	26	区市町村(社 会福祉法人等 に委託可)
相談支援事業所	障害者総 合支援法	障害者・障害児の障害福祉サービス利用に係る計画作成・一般相談、施設入所者の地域生活への移行・定着に係る相談を行う。	1,524	指定事業者
区市町村の障害のある 人等からの相談窓口	障害者総 合支援法	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。	62区市 町村	区市町村(又 は市町村から 委託された指 定特定相談支 援事業者、指 定一般相談支 援事業者)
児童発達支援センター	児童福祉 法	通所利用の障害児やその家族に対する支援 のほか、地域の障害児やその家族への相談、 障害児を預かる施設への援助・助言等を行う。	34	都、区市町村、 社会福祉法人 等

名 称	設置根拠	相談者•相談内容	都内 箇所数	実施主体
心身障害者福祉セン ター	身体福祉害 知	区市町村等への専門的な知識及び技術を必要とする相談、指導業務や補装具の判定業務、高次脳機能障害のある方への相談・支援(本所)等を行っている。	2	都
精神保健福祉センター	精神保健 福祉法	こころの健康、アルコール · 薬物問題、思春期·青年期(引きこもり等)、認知症高齢者など精神保健福祉に関する種々の相談·支援等を行う。	3	都
夜間こころの電話相談	都実施要綱	夜間に、精神的な問題で困った方に対し、臨 床心理士や精神保健福祉士などによるこころ の健康に関する相談を行う。	1	都
精神保健福祉相談(一 般)	精神保健 福祉法	地域生活支援に関する一般相談のほか、障害福祉サービス等の利用に関する相談、助言及び調整を実施	39	市町村

名 称	設置根拠	相談者•相談内容	都内 箇所数	実施主体
発達障害者支援セン ター	発達障害 者支援法	発達障害を有する障害児(者)とその家族に 対する支援を総合的に行う地域の拠点として、 発達障害児(者)及びその家族からの相談に 応じる。	1	都(社会福祉 法人に委託)
区市町村の発達障害に 関する相談窓口	発達障害 者支援法	区市町村において、発達障害児(者)及びそ の家族からの相談に応じる。	62区市 町村	区市町村
区市町村の高次脳機能 障害に関する相談窓口	都実施要綱	区市町村において、高次脳機能障害者とその 家族からの相談に応じる。	62区市 町村	区市町村
障害者虐待防止セン ター	障害者虐 待防止法	障害者虐待の通報・届出の受理、障害者及び 養護者に対する相談・指導・助言等の業務を 行う。	62区市 町村	区市町村(社 会福祉法人等 に委託可)
障害者差別に係る相談 窓口	障害者差 別解消法	差別解消法に規定される障害者差別等につ いての相談対応に関する業務を行う。	62区市 町村	区市町村
東京都権利擁護センター	障 時 時 が 者 が 者 消 と と と と と と と と と と き り び 者 治 り と き り と り と り と り と り る り る り る と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	虐待防止法に規定される障害者虐待への対応、障害者虐待の防止及び養護者に対する 支援に関する業務を行う。 差別解消法に規定される障害者差別等についての相談対応に関する業務を行う。	1	都

名 称	設置根拠	相談者•相談内容	都内 箇所数	実施主体
区市町村就労支援セン ター	都実施要 領	障害者の一般就労の機会を広げるとともに、 安心して働き続けられるよう、就労面と生活面 の支援を一体的に実施する。	51	区市町村(社 会福祉法人等 に委託可)
障害者就業・生活支援 センター	都実施要 綱	職場不適応により離職したものや離職のおそれのある在職者、定着が困難な障害者及び 就業経験のない障害者に対し、就業及びこれ に伴う日常生活、社会生活上の支援を行うこ とにより、障害者の職業生活における自立を 図る。	6	都(社会福祉 法人等に委託 可)
障害者社会参加推進セ ンター	障害者総 合支援法	障害の有無に関わらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、 障害者自らによる諸種の社会参加促進施策 の体系的、効果・効率的な推進を図り、障害 者の地域生活と社会参加を推進する。	1	(公社)東京都 障害者団体連 合会
東京都障害者IT地域支 援センター	都実施要綱	障害者のITの利用機会や活用能力の格差是 正を図るために、障害者に対するIT相談支援 を実施する。	1	都
東京都盲ろう者支援センター	都実施要綱	盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の 自由を確保し、その社会参加を促進するため、 盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣し、盲ろ う者の福祉の増進を図る。	1	社会福祉法人東京コロニー

# 保健

名 称	設置根拠	相談者・相談内容	都内 箇所数	実施主体
保健所	地域保健法	精神保健福祉、難病対策、その他一般の保 健指導、健康相談等を行う、地域保健の広域 的、専門的、技術的拠点	31	都、区、八王子 市、町田市
保健センター	地域保健 法	住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診 査その他地域保険に関し必要な事業を行う。	113	区市町村
難病相談・支援センター	難病法	地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者の療養生活を支援する。	1	東京都(順天 堂大学医学部 附属順天堂医 院に委託)